

豊丘村建設工事金入設計書の閲覧に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、豊丘村公文書公開条例（平成11年条例第7号。以下「条例」という。）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第8条の規定及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針に基づき、入札に係る単価及び金額の記載された設計書（以下「金入設計書」という。）の閲覧に関し必要な事項を定めることにより、事務の簡素化及び迅速化を図り、入札及び契約に関する透明性の確保を図ることを目的とする。

(閲覧に供する金入設計書)

第2条 閲覧に供する金入設計書は、建設工事に係る金入設計書であって、条例第6条各号に規定する非公開情報が含まれないものとする。

- 2 建設工事に係る金入設計書については、その予定価格を事後公表としたものであって、当該工事の契約締結が完了したものであること。ただし、事後の事務又は事業に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、閲覧に供しないことができる。
- 3 土木工事に係る金入設計書については、積算システムによって出力される公表用積算内訳書を閲覧に供するものとする。

(閲覧の方法)

第3条 金入設計書の閲覧は、当該金入設計書に係る契約が締結された後、当該建設工事の事務を担当する課等に申出を行い、窓口にて閲覧する。

- 2 金入設計書の閲覧は無償とし、写真等の撮影も可能とする。ただし、写しを希望する場合は有償とする。
- 3 写しの提供については、A4サイズ1面当たり10円とし、当該建設工事の事務を担当する課等の窓口で納付する。

(申出の方法)

第4条 金入設計書の閲覧を希望する者は、閲覧を希望する期日の1週間前までに、当該建設工事の事務を担当する課等に豊丘村建設工事金入設計書の情報提供申出書（別記様式。以下「申出書」という。）を提出する。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この要領は、令和2年12月1日から施行する。